

 独立行政法人 労働者健康安全機構	東京産業保健総合支援センター研修案内(令和8年10月)
◇研修は当センターのホームページからお申し込みください。※利用者登録(無料)が必要です。 ◇当センターが主催する研修は、すべて無料で受講できます。 ◇研修は当センターの研修室で開催しています。会場が異なる場合は表記いたしますのでご注意ください。	
〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3F TEL:03-5211-4480 FAX:03-5211-4485 URL= https://www.tokyos.johas.go.jp	

当センターは10月13日(火)より「千代田区九段南2丁目3番14号 靖国九段南ビル10階」に移転しますので御注意ください。

◆日医認定産業医研修◆

※基礎研修は実施しておりません。認定証をお持ちの産業医の方が対象の研修です。

◆注意◆

- ・お1人様、月1回のみの受講となります。
- ・令和7年4月以降の認定産業医研修会をお申し込みされる産業医の方は**医師会会員情報システム(MAMIS(マミス))の登録が必須**となります。
- ・令和7年4月以降の単位付与はMAMISにより行います。**単位シールの現物配付は禁止**となります。
- ・MAMIS対応のため、ホームページの利用者登録に新たに**「生年月日(西暦)」「性別」「医籍登録番号」**が必要となりましたので、御登録をお願いします。

●認定産業医研修の申込受付開始は、すべて**9月1日(火)10時～**です。

研修日時	研修テーマ	講 師	単 位	定 員
10月27日(火) 14:00～16:00	作業環境測定・評価の実施ポイント 作業環境測定については、安衛法第65条により従来より実施が規定されていますが、最近では個人サンプリング法による実施等新たな手法も導入されています。 本研修では、作業環境測定及び評価を実施する上でのポイントについて、最近の法規制の改正を踏まえて分かりやすく解説します。	津上 昌平	生涯・専門2	55
10月29日(木) 14:00～16:00	事例検討 医師面接から意見書の作成まで 産業保健活動の現場では、産業医が従業員や人事・管理職の方々と面接を行い、その内容を踏まえて意見書を作成・提出することが求められる場面が少なくありません。 本研修では、健康診断後の事後措置、ストレスチェック対応、復職支援などにおいて、産業医としてどのように面接を行い、意見書作成・提出に至るのか、その一連の流れを整理します。あわせて、実際の事例を用いながら、対応時の重要なポイントや留意点について解説します。	内田 和彦	生涯・実地2	50
10月30日(金) 14:00～16:00	じん肺等の予防と労災補償 近年のじん肺症等の減少は著しく、その主要な対策である粉じん則や行政指導通達を学び、更なる減少を目指します。	石井 義脩	生涯・専門2	55

◆産業保健研修◆ 産業看護職・衛生管理者・人事労務担当者等産業保健スタッフを対象とした研修です。

※単位等の取得はできません。

●産業保健研修の申込受付開始は、すべて**9月1日(火)10時～**です。

<会場研修>

研修日時	研修テーマ	講 師	定 員
10月1日(木) 14:00～16:00	ウェルビーイングとサステナブル・キャリア ～産業保健スタッフに求められる新たな役割～ 本研修では、人生100年時代における「ウェルビーイング」と、近年注目の「サステナブル・キャリア(持続可能なキャリア)」について理解を深めます。健康(Health)、幸福(Happiness)、生産性(Productivity)を維持向上し、豊かな職業人生を歩むために、人と組織は何をすべきか。メンタル・キャリア・ライフを統合した支援のあり方を、事例検討や自身の振り返りワークを通じて深掘りします。産業保健スタッフや人事の担当が、安全配慮の枠を超えて現場で果たすべき「新たな役割」を検討するプログラムです。	廣川 進	30
10月26日(月) 14:00～16:00	衛生委員会の運営と産業保健 労働衛生(安全衛生)の現状と労働安全衛生法規を踏まえ、労働者の健康保持増進を進めていくためには、今、産業保健スタッフ、および、衛生(安全衛生)委員会は、何をどうすればいいのか。参加者の方々の職場の現状と講師の行政と民間会社における経験を交えて、参加者の方々の、今後の産業衛生活動の一助にでもなるような話にしたいと思います。 ※当研修の後15:45～16:00の時間帯に、動画視聴による「勤務間インターバル制度に係る研修」を行います。	秋元 成康	55
10月28日(水) 14:00～16:00	メンタルヘルス対策の一つ、ハラスメントの実態と対応策は？ ～精神障害の労災認定の結果と照らしあわせての復帰支援～ 〇〇ハラスメント、△△ハラスメントのように、数多くのハラスメントの言葉があります。労災申請や訴えに発展するケースもあり、働きやすいとは言えない難しい現状を感じます。関わりが少なく、コミュニケーションも取りにくい職場の環境もあるかもしれません。そのような環境では、働く喜びも分かち合えない働き方になりますね。寂しいです。 労災事例のケースを交えながらお伝えし、対応策を考えていければと思います。 話し合いのできる職場環境の可能性を一緒に考えてみませんか。	労働者健康安全機構産業保健 アドバイザー 公認心理師 菅野 由喜子	55